

日本風景街道の実現に向けて

～美しい国土景観の形成を目指した国民的な運動を～

提言

日本風景街道戦略会議

— 目 次 —

はじめに	1
1. 日本風景街道の理念	3
1－1. 背景・ねらい	3
1－2. 目的	5
1－3. 運動方針	6
2. 日本風景街道を構成する要素	7
(1) 地域資源	7
(2) 活動主体	8
(3) 活動内容	9
(4) 活動の場	10
3. 日本風景街道の基本的な枠組み	11
3－1. 登録の枠組み	11
3－2. 評価の枠組み	12
3－3. 実施展開の考え方	13
4. 日本風景街道の枠組みの具体例	14
4－1. 登録	14
(1) 登録の体制	14
(2) 登録条件	16
(3) 活動支援メニュー	17
4－2. 評価	20
(1) 評価の考え方	20
(2) 評価の基準の考え方	22
おわりに	24

はじめに

戦後60年余、我が国の経済社会情勢は大きく変化した。戦後の廃墟から復興に立ち上がり、欧米諸国に追いつき、追い越すことを目指し、その結果、高度経済成長期を経て、我が国は亜細亜はもとより世界の経済大国として大きな飛躍を遂げ、国民生活は「豊かさ」を享受できるまでになった。

しかし、21世紀を迎えた今、大きな構造変化に直面している。国内的には、急速な高齢化・少子化の進展、本格的な人口減少社会の到来、世界的には、中国の経済躍進に象徴されるような東アジア諸国の目覚ましい経済成長・社会の発展、さらには経済のグローバル化の進展など、我が国を取り巻く情勢は様変わりした。このため、21世紀の日本がより成熟した、持続可能な経済社会となるための今後の国土のあり方について考えるべき時期にきている。

我が国の国土は、先進諸国の中でも特有の構造を持っている。南北に長く延びる日本列島、その中央に急峻な山脈が連なり、そこからいくつもの河川が海に流れ込み、変化に富んだ長い海岸線、美しい島々を有し、北海道から沖縄に至る亜寒帯から亜熱帯までの気候の中で、多様な動植物が育まれ、「雪、月、花」という言葉に代表される変化に富む四季や美しい自然に恵まれてきた。

美しい国土づくりは二千年に及ぶ稲作文化を中心に行われ、厳しい地形、変化する自然条件に立ち向かい、あるいはその恵みを享受しながら、自然、景観、食文化などの地方独自の風土にまつわる多様な地域文化が培われるとともに、それらが有機的につながり我が国特有の国土文化が形成されてきた。

このような我が国の特徴は、「気候的にも地形的にも、こんなに豊かな変化に富み、こんなデリケートな自然をはぐくみ、その中に生きる人間が、こんなにラッキーな歴史を経てきた島、というのは、世界じゅうさがしても、ほかになかった。」という、ある小説⁽¹⁾の中で死を前にした老人の言葉として描かれている。

我が国を取り巻く様々な環境変化のもとで、効率性や競争力を求める方向への圧力が増す中、狭い経済原理中心の流れになっていくと、都市部を中心に積極的な投資が行われる一方で、投資効果の小さい地方部では、過疎化や高齢化、地域経済の疲弊化、地域コミュニティの崩壊などが懸念される。国全体の防災等の安全性や自然環境の荒廃の面でも重大な問題となることが懸念される。我が国の国土文化は崩壊の危機に直面しているとも言える。

国民の意識は大きく変化しようとしている。「ロハス」、「スローライフ」、「エコツーリズム」、「グリーンツーリズム」等の言葉に代表されるように、ゆとりや安らぎ、さらには心の豊かさを求める意識や、美しい自然、景観や文化芸術、歴史、穏やかな人々の営み等への関心が高まってきている。その結果、都市部では、古い街並みの保存、暮らしの場としてのゆとりの創出、都市景観への配慮、ユニバーサルデザインへの関心が高まり、また、地方部では、観光・地場産業・農林水産業などの分野で地域独自の資源を魅力のあるものとして活用する動きが出はじめており、その動きは都市部からも注目されている。今後、都市と地方が最適な役割分担により、共存、共栄でき、安心、安全で真に豊かで美しい我が国の国土を形成していかなければならない。

近年、市民意識の高まり、価値観の多様化等により、従来行政が担ってきた範囲にとどまらない「公」の役割を、地域住民、NPO、企業等が担うなど、協働の動きが各地で広がってきている。

日本風景街道戦略会議ではこれらの国土をめぐる大きな流れを受け止め、国土文化の再興の仕組みのひとつとして、道を舞台に、多様な主体による協働のもと、地域資源を活かした多様で質の高い風景の形成、地域の活性化、観光の振興を図る新たな仕組みを構築すべく、約一年半にわたって調査・議論・検討を重ねてきた。そして、ここに「日本風景街道の実現に向けて」を提言するに至った。

今後、日本風景街道が、国民的な運動として拡がり、定着し、発展することにより、我が国の国土が本来持っている魅力の再興に大きく貢献していくことを強く期待する。

平成19年4月20日

日本風景街道戦略会議 委員長



1. 日本風景街道の理念

1-1. 背景・ねらい

(背景)

我が国では、古来より、自然、街並景観、清流、潮流、流域、里山、温泉、農林水産、食、礼・もてなしなど風土にまつわる多様な地域文化が培われ、国土文化を形成してきた。

そのなかで、道は、地域コミュニティの創出の役割や、人や物、文化交流を促し、新たな文化の創出や地域アイデンティティの形成など、我が国の地域文化の醸成の一翼を担い、いわば、国土文化の編集装置としての役割を果たしてきた。

しかしながら、高度経済成長を経て、都市的な効率性優先の文化に偏った社会構造へと変化していった。その結果、様々な地域文化はその姿を失い、地域コミュニティの消失など我が国の国土文化も崩壊してきている。

このような状況のもと、今まさに、行政と連携した市民、企業、NPO等による、地域の資源、個性を活かした国土文化の再興が喫緊の課題となっている。

一方、社会の成熟とともに、地域コミュニティの形成やまちづくりにおいて、道と地域との関わりはより複雑に変わり始めている。

さらに、生活の豊かさとともに、「量的拡大」から「社会の質」、「生活の質」を求める価値観へ転換したことにより、景観や環境などと調和した魅力ある国土文化への国民的な関心が高まっている。

(ねらい)

国土文化の再興は、「文化資源の保存・保護・活用」のみならず、「美しい国土景観の形成」や、「地域活性化」、「観光振興」等の様々な分野の政策が複合的に実施されることによって、達成されるものであり、これらの政策を有機的につなぐ仕組みが必要である。

本提言では、道を舞台にその仕組みを構築すべく、国民的な運動として、地域の自主性にもとづく多様な主体による協働の取組を行う日本風景街道を提唱する。

国土文化の再興に向けて

文化資源の保存・保護・活用

- 文化財保護法
- 文化芸術振興法
- 世界遺産（文化） 等

+

地域活性化

- 都市・地域の整備・振興・再生（都市再生事業、都市計画事業、都市地方連携事業、地方拠点法、地域再生法、山村振興法等）
- 中心市街地における活性化（中心市街地活性化法、大店立地法 等）

観光振興

- 観光立国推進基本法
- 観光ルネッサンス事業（教養文化施設・休憩施設・体験施設の整備）
- 外国人観光客の誘致（ビジット・ジャパン・キャンペーン、外客誘致法 等）

有機的につなぐ 仕組み

美しい国土景観の形成

- 良好な景観の形成（景観法、屋外広告物法、景観に関する条例 等）
- 都市における緑地の保全・緑化（都市緑地法 等）
- その他景観の保全・形成に関するもの（自然公園法、都市計画法（地区計画）、森林法、農振法、世界遺産（自然） 等）

道を舞台とすれば…

多様な主体による
協働の取組み

日本風景街道

1-2. 目的

日本風景街道の目的は、郷土愛を育み、日本列島の魅力・美しさを発見、創出するとともに、多様な主体による協働のもと、景観、自然、歴史、文化等の地域資源を活かした国民的な原風景を創成する運動を促し、以って、地域活性化、観光振興に寄与することである。これにより、国土文化の再興の一助となる。

① 道を舞台とした双方向コミュニケーションによる多様な主体による協働の取組み

地域住民、NPO、町内会・自治会、企業、大学関係者等と行政が、交流会やワークショップの開催等の双方向コミュニケーションを通じ、道を舞台として、多様な主体による協働の取組みを進める。

その際、道は地域全体のものであり、本来地域全体で守り育てるものという意識のもと、多様な主体による、様々なニーズに応じた、きめ細やかなサービスの提供を実現する。

② 沿道や周辺地域と道路が一体となった美しい国土景観の形成

無電柱化、看板の整序、景観に配慮した道路の整備等、美しくない景観を改善するとともに、地域に根ざした景観、自然、歴史、文化や地域独自の様々な体験・交流等の地域資源を活かした質の高い風景を形成する。

また、美しく、快適な歩行者空間、緑陰や並木のある道路を整備するとともに、歴史のある橋梁や街路などの保全、田園・山林風景の維持を行う。

③ 地域活性化への寄与

地域の歴史遺産や自然を活かした魅力ある地域づくり、伝統的な農村風景、街並みの保全等の取組みを地域の人々が連携して行うことにより、地域アイデンティティの成熟や地域コミュニティの再生・促進を図る等、道の役割を発揮することで、地域活性化（地域の魅力向上、雇用創出、文化生成等）に寄与する。

④ 観光振興への寄与

道路と沿道が形成する観光資源の整備、観光地の再開発、観光に寄与する情報発信、観光拠点へのアクセス向上等により、個人旅行者、外国人などに代表される観光ニーズの多様化に対応することで、都市と農村との交流が図られる等、人々の交流が拡大することにより観光振興に寄与する。

1-3. 運動方針

日本風景街道は、地域住民、NPO、企業、行政等の多様な主体による協働のもと、美しく質の高い風景を形成する運動である。

これを国民的な運動にまで広げるためには、この運動に参加する全ての主体は、以下の4つの方針で取り組むべきである。

方針1 『全国に運動を広げること』

多くの地域が日本風景街道に参画し、全国各地に美しい風景を広げるとともに地域コミュニティの再生を目指す運動。

方針2 『多様性を確保すること』

景観、自然、歴史、文化等の地域の資源を活かし、多様な風景の形成を目指す運動。

方針3 『さらなる質の向上を図ること』

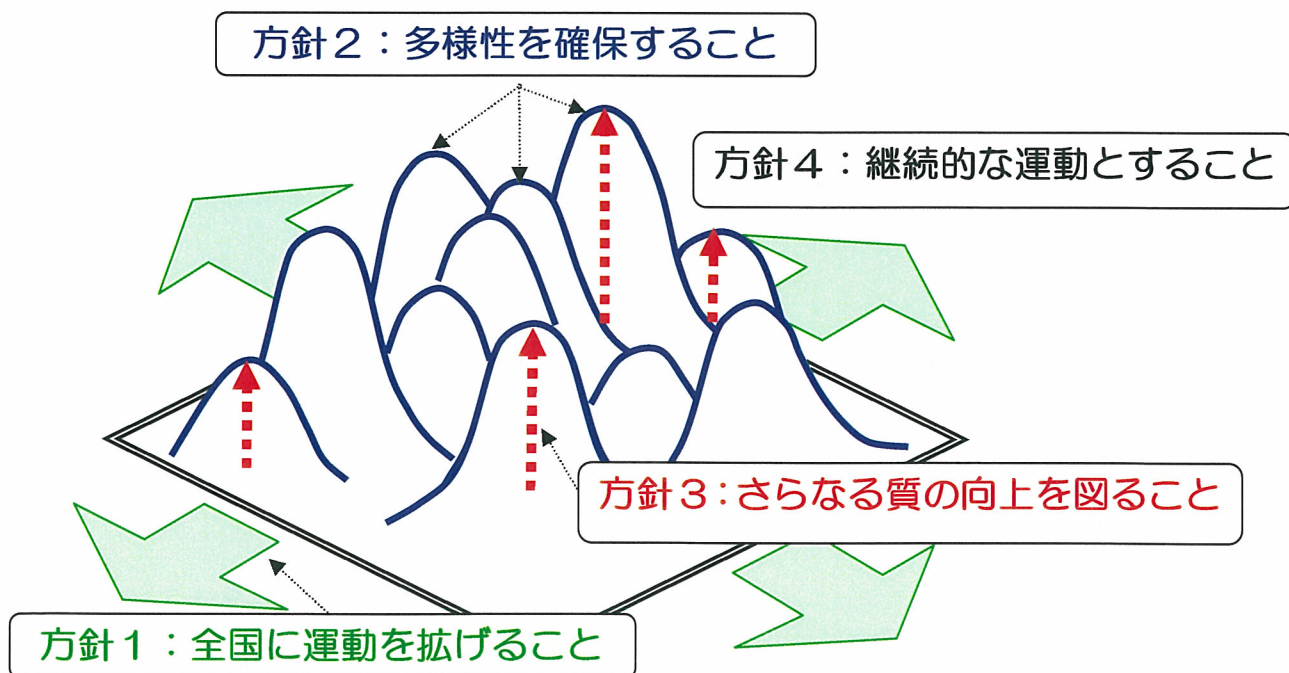
個性ある地域資源に磨きをかけ、そこに暮らす人々が誇りを持ち、訪れる人を魅了する、世界に対して発信できるような質の高い風景の形成を目指す運動。

方針4 『継続的な運動とすること』

一過性で終わることのない、息の長い運動。

<参考2>

日本風景街道の運動方針イメージ



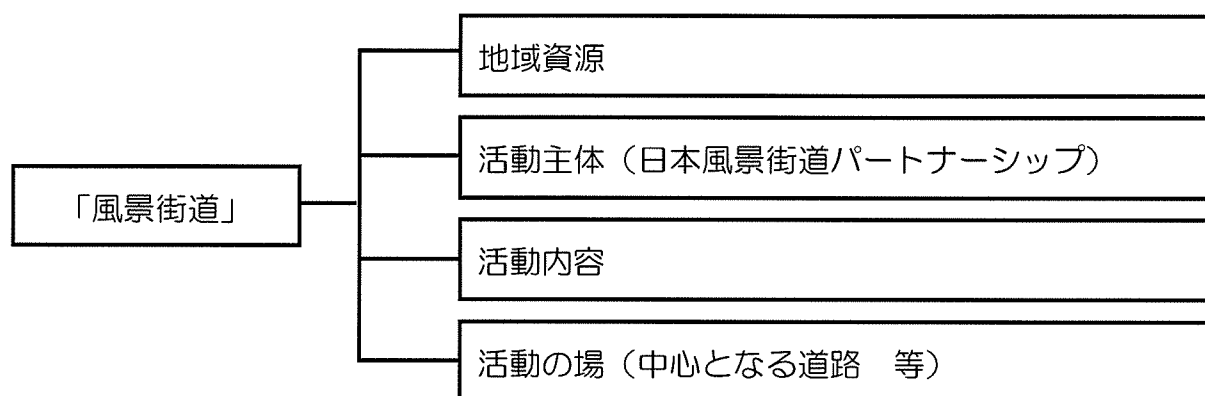
2. 日本風景街道を構成する要素

日本風景街道とは、道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とした多様な主体による活動そのものや、その活動によって形成される地域の資源を活かした多様で質の高い風景などを包含した概念である。

日本風景街道を構成する要素としては、地域資源、活動主体、活動内容、活動の場があり、ここでは、それらを総称して「風景街道」と言う。

<参考 3>

日本風景街道を構成する要素



（1） 地域資源

多様で質の高い風景を形成するためには、景観資源、自然資源、歴史資源、文化資源等、様々な地域資源を幅広く活用することが効果的であり、日本風景街道を構成する地域資源としては以下のものがある。

① 景観資源

街並み・沿道景観を形成する資源、人工物（橋梁、堰等）、ランドマーク、夜景、水辺、港、棚田、田畑 等

② 自然資源

世界遺産、ラムサール条約、国立・国定公園、自然公園、花鳥風月、森、地質、生物固有種、気候、山岳、海岸海洋、川、池・湖、動植物、渓谷、森、雪、滝、岩石、砂丘、峠、山道 等

③ 歴史資源

街道史（旧道・古道）、歴史的人物、寺社仏閣、遺跡・史跡、老舗、歴史的建築物、記念碑、宿場町、産業遺産、伝統的建造物群保存地区 等

④ 文化資源

世界遺産、重要文化財、登録有形文化財、民話、伝統芸能、祭り・行事、文化人、芸術、食文化、異国文化、精神文化、闘牛 等

⑤ 体験・交流資源

レクリエーション施設、体験・交流施設（体験農場等） 等

⑥ 施設・情報資源

道の駅、宿泊施設・休憩施設、温泉、市場、屋台、商店街、地場産業、特産品、交通結節点、高速道路、情報提供施設等、展覧会、
地域とのアクセス手段（鉄道、路面電車、バス、新幹線、船舶等）、
エリア内を巡る手段（レンタカー、バス、バイク、自転車、徒歩、船舶等） 等

（２） 活動主体

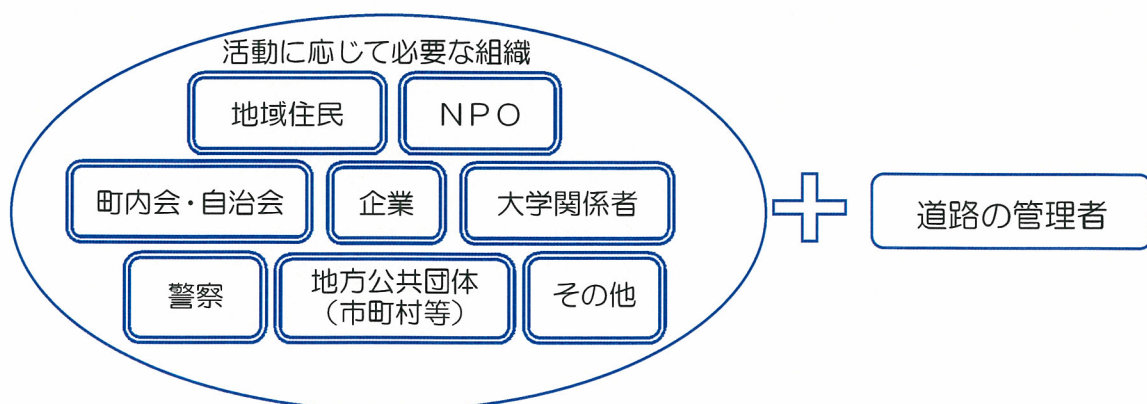
日本風景街道の活動として考えられる、景観の改善や地域資源の活用による個性的な景観の形成、伝統的な農村風景・街並みの保全、観光に寄与する情報発信等は、地域と行政が一体となって行うものである。

そのため、「風景街道」毎に「活動に応じて必要な組織（地域住民、NPO、町内会・自治会、企業、大学関係者、警察、市町村等の地方公共団体等）」と「道路の管理者」で体制を作り、活動を実施することが必要である。

なお、ここではこの体制を「日本風景街道パートナーシップ」と呼ぶが、これは組織の概念を示した言葉であり、個々の具体の名称、構成員については活動主体の判断に委ねるものとする。

<参考 4>

日本風景街道パートナーシップ



※「風景街道」毎に設置

(3) 活動内容

日本風景街道の活動は、テーマを持って質の高い風景を形成するためのものであり、以下のものがある。

① 道路での活動

植栽、植栽の保全、道路清掃活動、占用物件・交通管理施設の景観管理、バスベいの整備、バス停の整備・改良、自転車道の整備、歩道橋・地下歩道の整備、道路の拡幅・延伸事業、道路の補修、路肩・路側の整備、カラー舗装の整備、ガードレールの見直し、街灯の整備、電柱・電線の撤去、駐輪・バイク等の取り締まり強化、古道・旧道の発掘、I C整備、ウェルカムゲートの設置 等

② 沿道や周辺地域での活動

地域資源（街並み、人工物、自然資源、寺社仏閣、伝統芸能、芸術、法指定資源等）の保存、マーケティング調査、公園・田畑・山・森林・川の維持・管理、民地内遊歩道等への柵の設置、民地内樹木等の伐採、レクリエーション施設・体験・交流施設の整備、宿泊施設・休憩施設の整備、商業施設（売店等）の設置、地域特産物の生産、地域オリジナルの商品開発、企業とのタイアップ商品の開発、開発した商品の販売・地場産物の実演販売、観光案内所・コールセンターの設置、観光・地域情報の提供、空き家の再生、シャトルバス・ツアーバスの運行、体験イベントの企画、周遊ルートの設定、ガイドツアーの開催、スタンプラリーの開催、ボランティアガイド・語り部の育成、地域通貨の発行、マナーブックの作成、エコエネルギー・リサイクル活動、もてなしの心を持った活動（おもてなしカードの作成等）、教育（生涯教育、防災教育、自然教育等、案内等の外国語対応等）、緑のアレンジメント 等

③ 道路ならびにその沿道や周辺地域での活動

○ ハード的活動

アクセスの改善、駐車場の整備、道の駅の整備、歩行者道・遊歩道の整備（フットパス、散策路を含む）、案内看板の整備、マルチトレイル（トレッキング、ウォーキングトレイル、サイクリングロード）、駐輪場の整備、バリアフリー化の実施、セットバック・軒下の半公共化、トイレの設置、ベンチの設置、ポケットパークの整備、レンタサイクルの拠点整備、ビューポイントの整備、情報提供端末・光ファイバーの整備、除雪作業 等

○ ソフト的活動

道路景観診断、先進取組み事例調査、現況調査・資源発掘調査、ワークショップ等の開催、交流会等の開催、NPO 法人等に対する助成等の支援事業、NPO 法人等の育成、人材の育成、地域ファン倶楽部の設立、デザインの統一、道路・交通情報の提供、「とるば」の設置・情報提供、地域条例・ガイドライン・地域ルール等の制定、看板設置等の規制、広告看板の撤去、広報・PR活動、オープンカフェ、フォトコンテスト等のイベントの開催、ガイドマップの作成、ガイドブックの作成、パーク アンド ライドの導入、交通処理の検討 等

(4) 活動の場

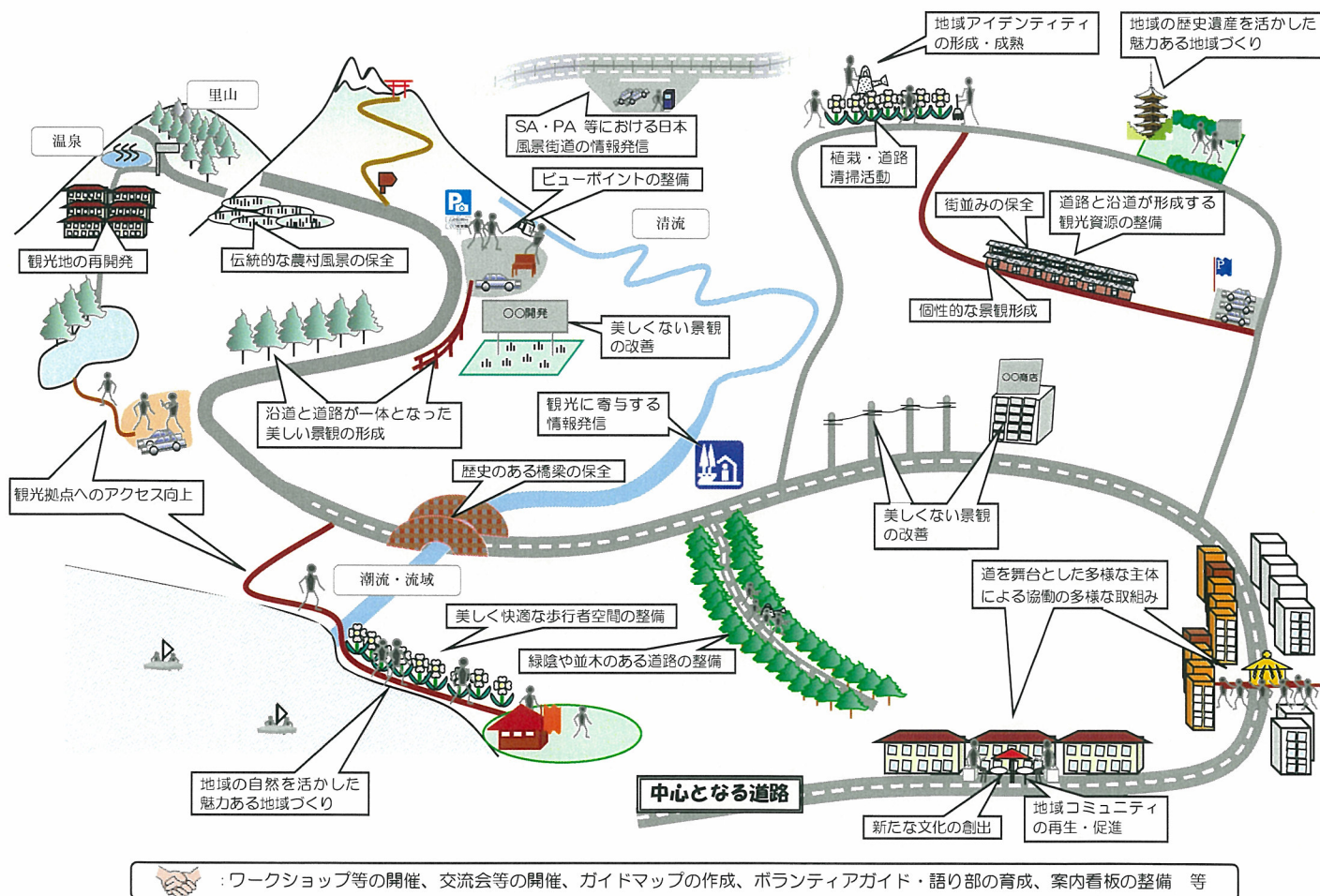
日本風景街道の活動の場は、活動主体がテーマを持って質の高い風景を形成する場という側面、「風景街道」を訪れる人がドライブや散策を楽しむ場という側面、「風景街道」で暮らす人が生活し、働く場という側面など、様々な側面があり、これらを考慮した適切な活動の場の範囲を設定する必要がある。

この活動の場は、道路ならびにその沿道や周辺地域である。これは、「中心となる道路」によって代表される。

なお、道路は、海や川を介してつながる場合もある。

<参考5>

日本風景街道のイメージ



※「風景街道」は、国土交通省で商標登録を出願中

3. 日本風景街道の基本的な枠組み

日本風景街道の推進は、日本風景街道パートナーシップが自主的に行うことが大前提である。ただし、これを国民的な運動として長く定着させるためには、それを支援していく枠組みが必要である。

支援を行う枠組みとしては、様々なものが考えられ、その検討にあたっては、日本風景街道の運動方針を踏まえる必要がある。

『全国に運動を拡げること』『多様性を確保すること』『継続的な運動とすること』の運動方針を実現するためには、各「風景街道」に対しできる限り門戸を開き、きめ細やかな支援を実施する枠組みが必要である。

一方、『さらなる質の向上を図ること』の運動方針を実現するためには、ブランドの確立の観点から質の高さを求める枠組みが必要である。

日本風景街道の4つの運動方針を実現していくためには、その性格の異なる2つの枠組みを効果的に組み合わせて運用することが必要であり、ここでは、以下の2つの枠組みを提言する。

なお、あわせて、国民的な運動としての認識を醸成し、さらにその認識を共有していくため、運動の象徴としての統一的なロゴを作成、使用することを提言する。

3-1. 登録の枠組み

『全国に運動を拡げること』『多様性を確保すること』『継続的な運動とすること』の運動方針を実現するためには、個々の活動に対し必要に応じたきめ細やかな支援が重要である。

このため、地域の実情により詳しい地方ブロック毎で、行政と企業等が連携して、必要に応じたハード・ソフトの支援を行う枠組みを構築することが必要である。

また、このような支援は日本風景街道パートナーシップの求めに応じて検討されるものであることから、日本風景街道パートナーシップが自主的に「風景街道」の申請を行い、それを登録し、その登録にもとづき支援が実施される枠組みが適当である。

そのため、登録や活動を支援するために、地方ブロック毎の行政、民間からなる体制を整備する必要があり、運動のスタート時点であることを考慮すれば、国が中心となって体制整備を行うことが望ましい。その際、活動主体に対する相談窓口の設置も必要である。

具体の枠組みの構築にあたっては、以下の課題があり、地方ブロック毎の実情を踏まえながら、国において詳細な検討を行うべきである。

① 体制のあり方

- 行政と企業等の連携のあり方
- 地方ブロックの考え方（地方毎、県毎）

② 登録条件の内容

- 多くの「風景街道」が参画できる緩やかな条件
- 継続性を担保する最低限の制約条件

③ 活動支援メニュー

- 地方ブロック毎の支援メニュー
- 全国的な観点からの支援メニュー

3-2. 評価の枠組み

『さらなる質の向上を図ること』の運動方針にもとづき、日本風景街道の理念、構成する要素に合致した世界に対して発信できるような質の高い風景については、ブランドの確立を図るとともに、「風景街道」の優れた資源やサービス等の特徴を重点的に広報する等の支援が重要である。

このため、登録された「風景街道」の中から、地方ブロックの推薦のもと、活動主体の自主的な意志にもとづいた申請に応じて、支援にふさわしい「風景街道」を評価する枠組みが必要である。なお、重点的な広報等の支援は日本全体の観点から行うものであることから、その評価は全国単位で実施することが適当であり、評価方法は国の関与のもとで検討されることが望ましい。ただし、評価を実際に行う主体は公平性を担保できる中立的な組織として、民主体の第三者機関とすべきである。

具体の枠組みの構築にあたっては、以下の課題があり、それらを踏まえながら、今後、検討主体も含め、経済界等の協力を得つつ、国において検討を行うべきである。

① 評価を申請する最低限の条件の内容

② 評価方法

③ 民主体の第三者機関の設立

④ 重点的な広報等の支援メニュー

⑤ 評価の基準の考え方

- 質の向上を目指すインセンティブとなり、ブランドが確立できるような条件

3-3. 実施展開の考え方

全国各地で、「未知普請」「道守九州会議」「全国みちづくり女性団体交流会議」等の活動が展開されており、その中には日本風景街道の理念に合致していると思われる活動が既に数多くあることから、日本風景街道の枠組みはでき得るかぎり早く構築することが必要である。

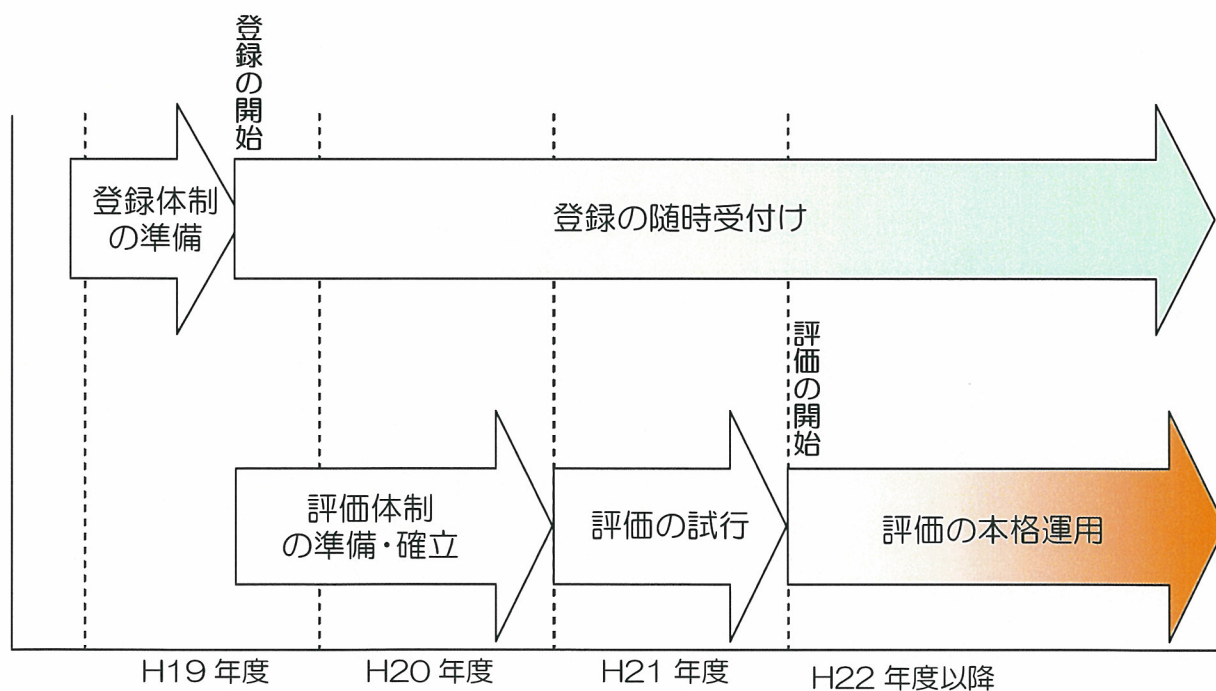
しかしながら、評価の枠組みを構築するためには、実際の活動状況や熟度を踏まえた詳細な評価基準の作成が必要であり、その検討には、試行を含め数年を要する。

一方、世界に対して発信できるような質の高い風景という観点では、さらに改善の余地が見受けられ、「風景街道」の熟度の醸成が求められている。

したがって、日本風景街道の枠組みは、登録の枠組みを先行して構築し、概ね3年後を目途に評価の枠組みを構築することが妥当である。

<参考6>

日本風景街道の実施展開



4. 日本風景街道の枠組みの具体例

「3. 日本風景街道の基本的な枠組み」に従い、現時点で考えられる日本風景街道の枠組みの具体例を以下に示す。

4-1. 登録

登録の枠組みを構築するためには、登録の体制、登録条件、登録された「風景街道」への活動支援について決定しておく必要がある。

なお、「風景街道」の登録は地方ブロック毎に行い、その名称に「風景街道」という言葉を入れることとする。例えば、登録を地方毎に行う場合は、東北地方で登録された「風景街道」は「東北風景街道」と呼ぶことが考えられる。

また、地方ブロックを跨る「風景街道」については、いずれかの地方ブロックで登録を行えば、自動的に他の地方ブロックでも登録されるようにすべきである。

(1) 登録の体制

日本風景街道パートナーシップから求められる活動支援は、日本風景街道パートナーシップの運営から公物の景観管理、地元広報・PR活動まで多岐にわたることが想定されるため、活動支援を実施する組織も行政から民間まで多岐にわたることが想定される。

登録を受け付ける組織は、日本風景街道パートナーシップの要望を的確に処理することが求められるため、地方ブロック毎に行政、民間からなる協議会（以下、「協議会」という。）を設置することが適当である。行政としては、地域の実情に詳しい都道府県・政令市ならびに地方整備局等である。民間については、民間の意向で決まるものであり、協議会の活動に貢献する意志と能力を有する企業や団体等が望ましい。

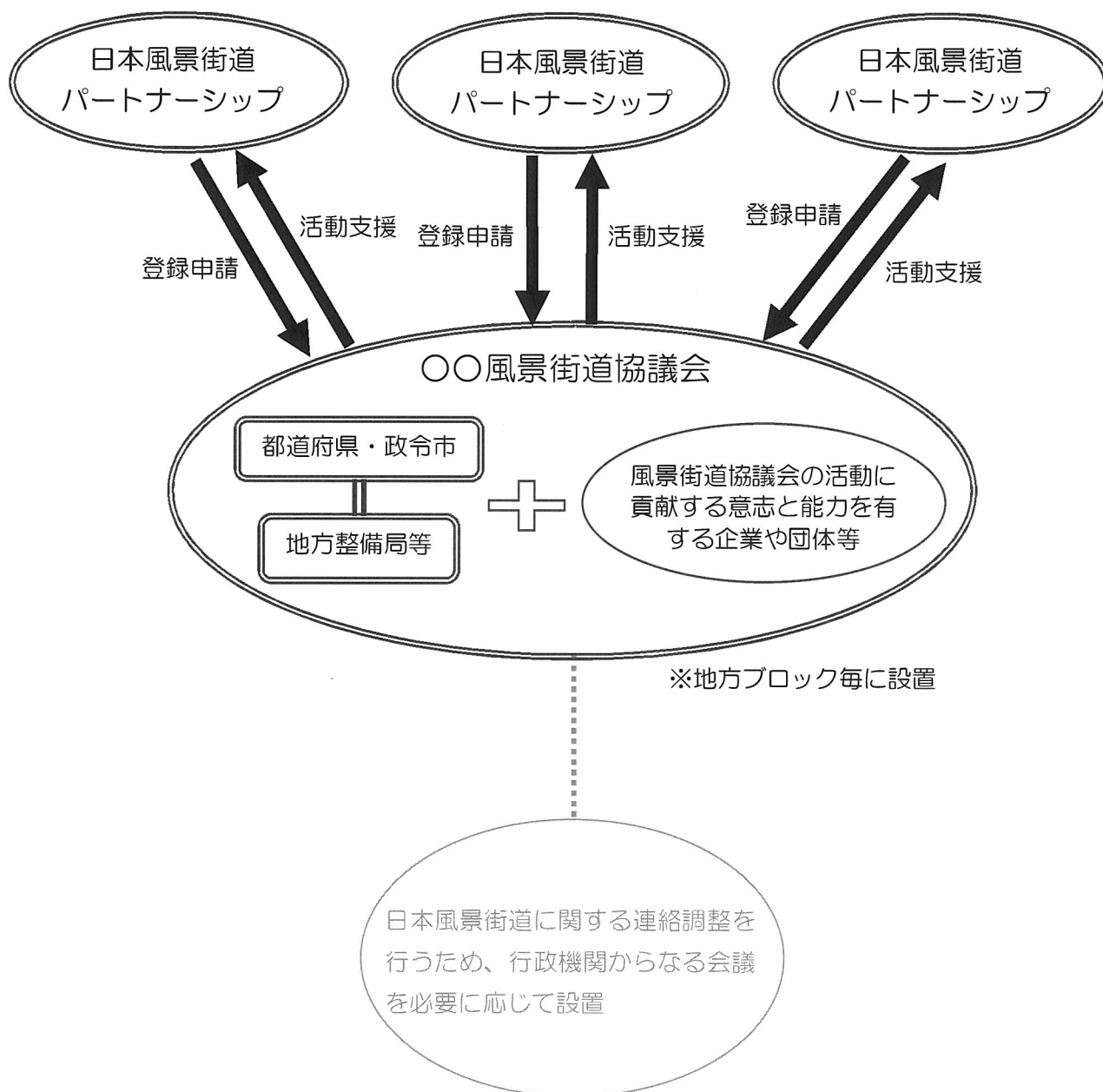
その際、協議会には、構成組織の人員から成る事務局を設置し、地域の人材を活用しつつ、活動主体に対する相談窓口を開くことが必要である。

このような体制の整備は、運動のスタート時点であることを考慮すれば、国土交通省の地方支分部局である地方整備局等が中心となることが望ましい。

なお、協議会の名称としては、例えば、東北地方で組織した協議会は、「東北風景街道協議会」と呼ぶことが考えられる。

また、活動支援の対象は、自然公園や漁港、農用地、農道、森林等幅広いものとなることが十分に想定されるため、日本風景街道に関する連絡調整を行う行政機関からなる会議を必要に応じて設置することが望ましい。

登録の体制



（２） 登録条件

（考え方）

「風景街道」の登録を地方ブロック毎に行う場合には、地方ブロック毎に設置された協議会が、その戦略やテーマにもとづき、登録条件を定めることとなる。その場合にあっては、国民的な運動を実現するための、全国共通の登録条件は必要となる。

全国共通の登録条件としては、『全国に運動を拡げること』『多様性を確保すること』の運動方針にもとづき、多くの地域が日本風景街道に参画できるような緩やかな条件にすることや、『継続的な運動とすること』の運動方針にもとづき、継続性を担保する最低限の制約を課す条件にすることが望ましい。

なお、登録後、登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を通知し、その後も満たされていない場合には、登録を取り消すべきであり、そのため、協議会は、適宜、日本風景街道パートナーシップから活動報告を受けることも必要である。

（登録条件）

全国共通の登録条件としては、以下の４条件とする。

- ① 日本風景街道パートナーシップが組織されていること
（注）暴力団その他の反社会的活動を行う団体は除外すること
- ② ２．（１）で示した日本風景街道の地域資源のうちいずれか一つ以上の資源を申請された「風景街道」に有していること
- ③ 日本風景街道パートナーシップが日本風景街道の理念に賛同し、それらに合致した活動を継続的に実施していること
（注）特定の政治的及び宗教的信条にもとづく活動を行わないこと
- ④ 申請された「風景街道」に「中心となる道路」が存在していること

(3) 活動支援メニュー

登録された「風景街道」への活動支援は、日本風景街道パートナーシップの求めに応じ、「風景街道」の成熟度、必要性を踏まえ、協議会で、各々の「風景街道」毎に具体的な支援内容、支援方法、規模等が検討されることとなる。

なお、構成組織等、地方ブロック毎で協議会の実情も異なることから、国において、全国的な観点からの支援も、「風景街道」の実情に応じて検討することが必要である。

また、行政では支援が困難な活動も多々想定されるため、民間からの支援の充実を図るためのサポート組織の体制の強化も協議会で検討していかなければならない。

具体的な活動支援のメニューとしては、以下のものが考えられる。

① 地方ブロック毎の支援メニュー例

○ 人的支援

- ・ 日本風景街道パートナーシップの運営
- ・ 勉強会、研修会、ワークショップの開催
- ・ 現況調査・資源発掘調査などの自己点検活動 等

○ 制度的支援

- ・ 本国会で改正された道路法の活用
- ・ 景観法の積極的な活用 等

○ 多様な主体による協働の取組みを通しての支援

(施設整備)

- ・ 無電柱化の重点的な推進
- ・ 植栽の整備、道路清掃活動、路側・路肩の整備、ガードレールの見直し、案内看板の整備、ポケットパークの整備、ビューポイントの整備、「とるば」の設置・情報提供 等

(情報発信)

- ・ 観光に寄与する情報発信
- ・ ガイドマップ、ガイドブック、パンフレット、HP等による地元広報・PR活動
- ・ ボランティアガイド・語り部等の育成 等

(その他)

- ・ 屋外広告物の整序・取り締まり
- ・ 公物の景観管理
- ・ 地域資源の保存
- ・ 後継者づくり等の人材の育成
- ・ 各々の「風景街道」間の情報交換、連携の調整 等

② 全国的な観点からの支援メニュー例

- ・財政的な支援
- ・ロゴの使用
- ・各種活用可能な制度・事業に関する情報提供
- ・人材、専門家等の情報提供
- ・先進事例のノウハウに関する情報提供 等

<参考 8>

日本風景街道のロゴの使用について

1. 登録された「風景街道」は、日本風景街道のロゴを使用可能

(地域独自のロゴの併用も可能)

2. 使用基準

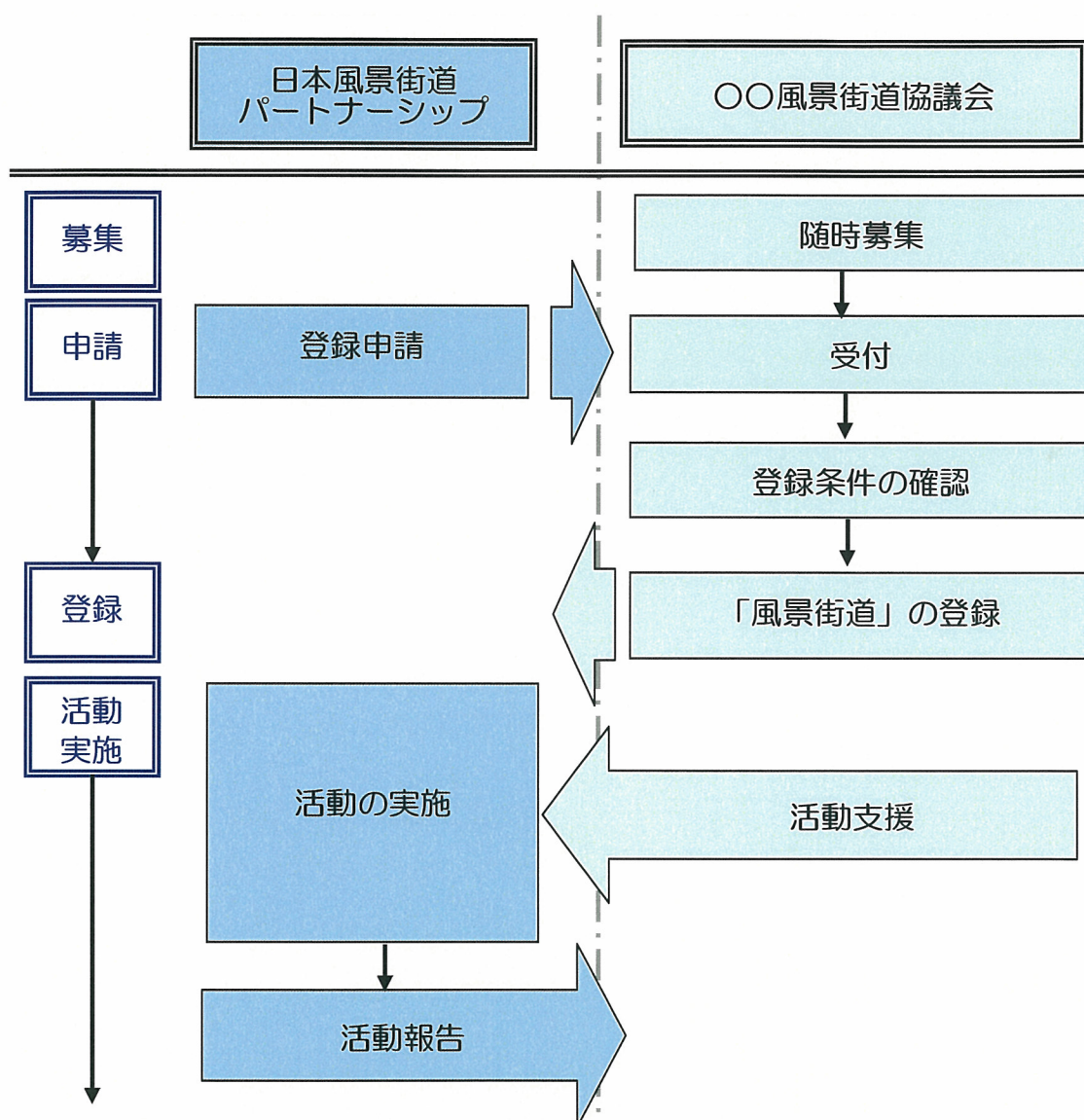
日本風景街道のロゴは下記に示すもの（無償のものに限る）に対し使用可能

- パンフレットやチラシ、雑誌、マップ等の広報媒体
- バッチや名刺等の日本風景街道に参加していることを示す用途に使用するもの
- 帽子、Tシャツ、ジャンパー、ゴミ袋等の日本風景街道の活動中に身に付ける若しくは使用するもの

(注) 以下のものに対するロゴの使用は禁止

- 標識や看板、モニュメント等の不動産
- 営利を目的としたグッズ 等

登録の手続きの流れ



(注) 日本風景街道の制度設計のために既に応募されたルートに登録手続きについて

- ・ 日本風景街道の制度設計のために、全国から応募があった72ルート（その後、3ルート追加）の中から、41ルートについて、戦略会議が現地視察による重点的な調査を実施するとともに、地方整備局が全ルートの調査を実施
- ・ 応募のあったルート等のご協力により、今後活動を継続的に実施するための最低限の条件と地域の魅力を向上するための評価基準の考え方を把握
- ・ これら75ルートに対しては、戦略会議で検討された登録条件を明示し、各活動団体の日本風景街道に対する参加意志を再確認
- ・ 日本風景街道への参加意志がある場合は、再度、登録申請していただき、登録条件を満たしているルートを「風景街道」として登録

4-2. 評価

評価の枠組みについては、概ね3年後を目途に構築する予定としている。一方、評価を受けることを希望する日本風景街道パートナーシップに対して、「風景街道」の登録後から評価の枠組みが運用されるまでの間の活動の指針を明示することが、重要であることは言うまでもない。

評価の枠組みの検討主体が決まっていない段階ではあるが、将来の目標を明確にするため、日本風景街道戦略会議として想定される評価の考え方、評価の基準の考え方を以下に示す。

(1) 評価の考え方

評価は、日本風景街道の理念、構成要素に合致した世界に対して発信できるような質の高い風景について、ブランドの確立を図るとともに、「風景街道」の優れた資源やサービス等の特徴を重点的に広報する等の支援を行うために実施するものである。

そのため、評価を申請する「風景街道」は、最低限の申請条件を満たすことが望ましい。

また、評価にあたっては、各「風景街道」の理念・活動が多種多様であるという観点、継続的な質の向上を促す観点、評価の信頼性を確保する観点から、その方法を検討すべきである。

(申請条件)

最低限の申請条件としては、以下の3条件が考えられる。

① 一定期間（例えば、数年程度）の活動実績があること

② 風景街道憲章を策定していること

（注）「風景街道憲章」とは、日本風景街道パートナーシップが活動する上での目標を明確にするため、構成員の総意にもとづき、各「風景街道」の理念、目的、活動の方針等を取りまとめたもの。

③ 活動の場が一定の範囲の拡がり（例えば、「中心となる道路」の延長が一定以上あること）を持つこと

(評価の方法)

評価は、公平性を担保できる中立的な組織が複数のテーマを設定し、そのテーマ毎に実施することが考えられる。その際、評価の結果は、複数のレベルで表示することが望ましい。

① テーマの設定

評価を申請する「風景街道」の理念や活動は多種多様であるため、一律の評価を行うことは難しい。このため、分かりやすく、取組みやすいテーマを複数設定し、テーマ毎に評価を行うことが考えられる。

○ テーマの例

- ・訪れる人の目的別（体験する、学習する、癒す、観る、食べる、遊ぶ 等）
- ・地域資源別（景観、自然、歴史、文化 等）

② 評価の実施

評価の信頼性を確保するためには、公平性を担保できる中立的な組織として、全国に一機関設置する民主体の第三者機関が、「風景街道」と利害関係を持たない各分野の専門家からなる「第三者委員会」の意見や「「風景街道」を訪れる人」の満足度を踏まえ、評価を実施することが望ましい。また、「風景街道」を訪れる人の満足度は、定期的にデータを収集することが望ましい。

なお、日本風景街道パートナーシップは、自主的な意志にもとづき、協議会による申請条件の確認、推薦のもと、民主体の第三者機関に申請することが考えられる。

③ レベルの設定

評価結果は、継続的な質の向上を促す観点から、複数のレベルで表示することが考えられる。

○ レベルの例

- ・一つ星・二つ星(ミシュランの星のイメージ)
- ・オールアメリカンロード・ナショナルシーニックバイウェイ

(米国のシーニックバイウェイ)

(重点的な広報等の支援)

評価された「風景街道」への支援は、登録された「風景街道」に対する活動支援に加え、その評価に応じて、全国的な広報・PRや商品企画等のソフト施策を中心に支援を実施することが望ましい。

また、評価のステータスとして、登録された「風景街道」で使用するロゴや名称と差別化したものの使用も検討すべきである。

なお、協議会への全国的な観点での支援を含め、具体的な支援内容や支援方法、規模等は、別途、行政と経済界等の役割分担を踏まえつつ、検討が必要である。

さらに、国において、広報等の支援以外に、法的な枠組みの検討など、評価された「風景街道」に対し全国的な観点からの行政の支援も検討していく必要がある。

具体的な重点的な広報等の支援のメニューとしては、以下のものが考えられる。

① 全国・海外への広報・PR

② ロゴの使用（ロゴを使った標識や看板等の設置）

③ 商品企画・販売

- ・マーケット分析
 - ・ファイナンスのノウハウの提供
 - ・コミュニティビジネス支援
 - ・企業とのタイアップ（商談会の開催、企業への地域情報の提供等）
 - ・イベントの開催
 - ・オリジナルグッズ
 - ・ツアーの企画
- 等

（２） 評価の基準の考え方

（基本的な考え方）

評価の基準は、『さらなる質の向上を図ること』の運動方針にもとづき、質の向上を目指すインセンティブとなり、ブランドが確立できるような条件にすることが望ましい。

また、評価結果が今後の活動に対するアドバイスとなるように配慮する必要がある。

なお、評価後、評価の基準を満たさないことが確認された場合、その旨を通知し、その後も満たされていない場合には、評価を取り消すべきであり、そのために、評価を定期的の実施することも必要である。

（評価の基準の概要）

評価をテーマ毎に行う場合には、評価の基準もテーマ毎に設定することが必要である。ここでは、テーマ毎の評価の基準の共通の考え方についてのみ示す。

評価の基準の共通の考え方としては、ブランドの確立の観点から、地域資源を重視するとともに、地域資源を維持し、向上させるといった観点から、活動体制も重視すべきである。

評価の基準の概要としては、以下のものが考えられる。

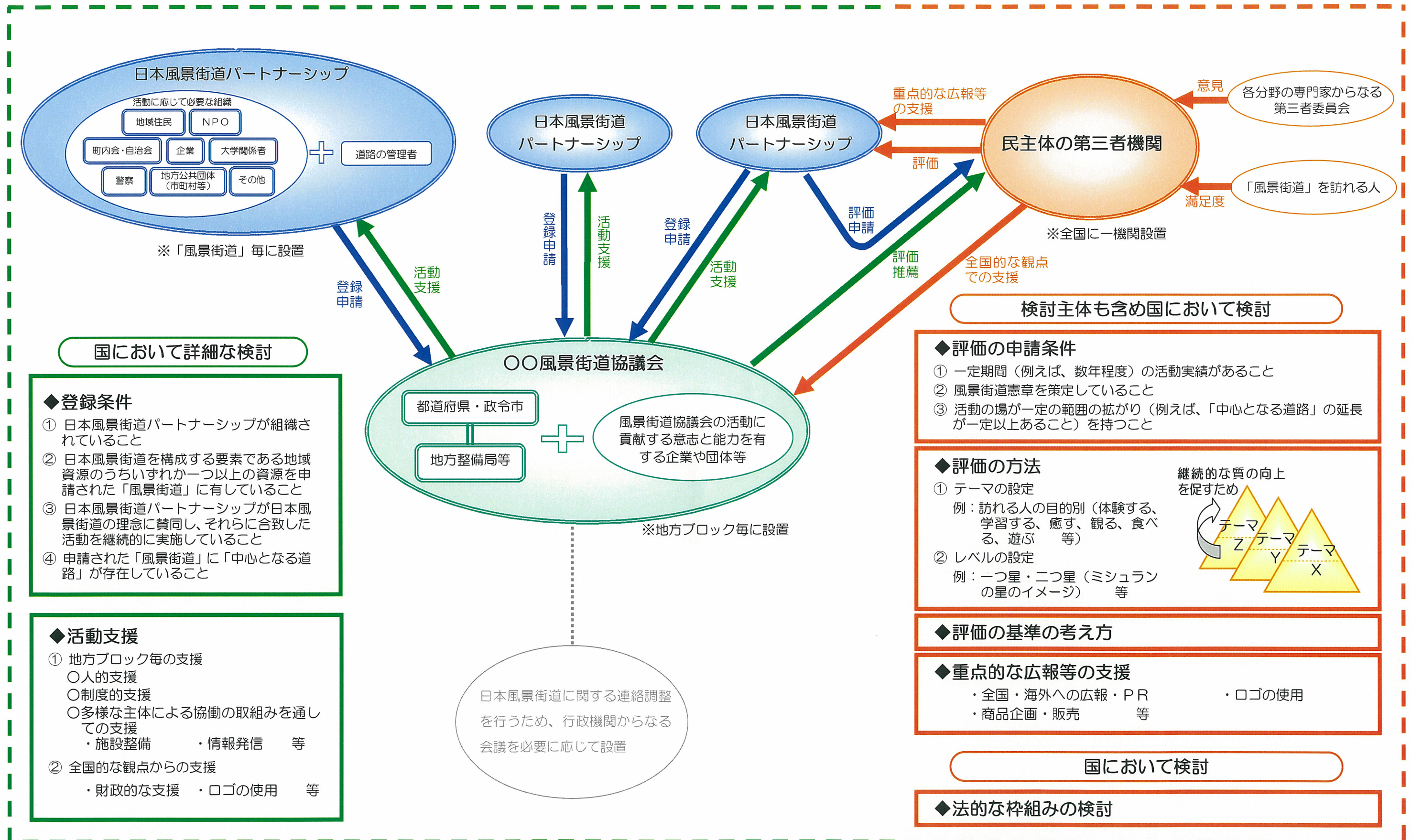
① 地域資源の評価

- 日本人はもとより外国人も含め、その「風景街道」を訪れる人に感動を与えるような地域資源を有していること
- 優れた地域資源を発掘・創出し、有効に活かしていること
- 景観に配慮した道路整備、景観法にもとづく景観地区の指定、屋外広告物条例の策定等、幅広い行政との連携のもと、景観の向上に関わる取組みを実施し、優れた景観を創出していること
- 観光・地域情報の提供、ボランティアガイド・語り部の育成、アクセスの改善等、サービスの向上に関わる取組みを実施し、質の高いサービスを提供していること
- その「風景街道」を訪れる人の満足度等が高いこと 等

② 活動体制の評価

- 常に問題点や課題を発見し、さらなる改善に向けて創意工夫する体制が整っていること 等

日本風景街道の枠組みの具体例



おわりに

今回の提言は、日本風景街道の実現に向けて、その基本的な枠組みのあり方を提言したものである。日本風景街道は、米国のシーニックバイウェイにヒントを得て検討が開始された企画であるが、米国のものを日本にそのまま適用するのではなく、我が国独自の制度として確立することを特に意識している。そのため、全国からケーススタディの対象地域を公募し、地域の実際の活動を調査しつつ、制度設計を行うこととした。この結果、応募のあったルート等のご協力により、活動を継続的に実施するための最低限の条件と地域の魅力を向上するための評価の基準の考え方を把握することができた。この場をかりて、応募のあったルート等の関係者のご協力に対し、感謝の意を表するとともに、地域で活動している方々のご熱意に敬意を表したい。

地域の主役はそこに暮らしている人たちである。その人たちの暮らしぶりや営みによって、その地域の個性ある景観、歴史、自然、文化等が作り上げられている。日本風景街道により、地域を訪れる人たちが、それを体験し、それを通じて癒し、楽しみ、学ぶことにより、活力を高めるとともに、そこで迎える人たち自身も、その活動や人とのふれあいを通じて元気になり、それが活気ある地域の創出につながっていく。そうした動きが全国各地で巻き起これば、将来に対し、明るい希望が持てるきっかけとなるのではないだろうか。

平成 19 年は「日本風景街道元年」であり、まずは、日本風景街道の目的、運動方針等の理念を広く国民に周知し、理解を求めるとともに、日本風景街道の理念に合致していると思われる既存の活動、企業や各種団体との連携を図っていくことが必要である。このため、効果的な広報・イベント、活動団体間の意見交換等を積極的に実施することが考えられる。

今後、日本風景街道を、一過性で終わらせることなく、長期にわたり育成し、国民的な運動として定着させるためには、官民の密接な連携とそれを支援していく枠組みが必要不可欠である。国土交通省において、本提言にもとづき、枠組みを早急に確立し、国民の理解と協力を求めつつ、日本風景街道の理念、目的の実現に最大限の努力を払われるよう期待する。

引用文献

- (1) 小松左京『日本沈没（下）』小学館、2006 年

日本風景街道戦略会議 名簿

(委員長)	奥田 碩	社団法人 日本経済団体連合会名誉会長
(副委員長)	中村 良夫	東京工業大学名誉教授
	家田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
	石田 東生	筑波大学大学院システム情報工学研究科教授
	岩沙 弘道	社団法人 日本経済団体連合会国土・都市政策委員長
	江頭 邦雄	社団法人 日本経済団体連合会観光委員長
	大石 久和	財団法人 国土技術研究センター理事長
	奥原 祥司	社団法人 日本青年会議所会頭
	隈 研吾	建築家・慶應義塾大学教授
	コシノ ジュンコ	ファッションデザイナー
	新町 光示	社団法人 日本旅行業協会会長
	千田 稔	国際日本文化研究センター教授、人文地理学会会長
	田中 節夫	社団法人 日本自動車連盟会長
	玉川 孝道	株式会社 西日本新聞社副社長
	中村 徹	社団法人 日本観光協会会長
	松田 裕子	財団法人 日本農業研究所研究員
	森野 美徳	都市ジャーナリスト、日経広告研究所主席研究員
	柳生 博	財団法人 日本野鳥の会会長
	横島 庄治	NPO法人 環境システム研究会理事長

(敬称略、五十音順)